

(2) 資本的支出があった減価償却資産の償却の方法について定率法を採用している場合

**問 11** 平成 19 年 4 月 1 日以後に資本的支出があった減価償却資産の償却の方法について定率法を採用している場合の具体的な計算の方法を教えてください。

(答) 減価償却資産について、平成 19 年 4 月 1 日以後に支出する金額のうち資本的支出に係る金額があった場合には、原則として、当該資本的支出に係る金額を一の減価償却資産の取得価額として、当該資本的支出を行った減価償却資産と種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものととして新たな定額法又は新たな定率法等により償却費の額を計算します(所令 127①)。

なお、新たな定率法を採用している減価償却資産について資本的支出を行った場合には、その支出した年の翌年 1 月 1 日において、当該資本的支出を行った減価償却資産の未償却残高と当該資本的支出により取得したものとされた減価償却資産の期首未償却残高との合計額をその取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができます(以下、設例では**特例 1**といいます。)(所令 127④)。

この場合、翌年 1 月 1 日を取得の日として、当該資本的支出を行った減価償却資産の種類及び耐用年数に基づいて償却を行います。

また、同一年中に複数回行った資本的支出について新たな定率法を採用している場合(**特例 1**の適用を受けたものを除きます。)には、その支出した年の翌年 1 月 1 日において、当該資本的支出により取得したものとされた減価償却資産のうち種類及び耐用年数を同じくするものの同日における期首未償却残高の合計額を取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができます(以下、設例では**特例 2**といいます。)(所令 127⑤)。

この場合、翌年 1 月 1 日を取得の日として、当該資本的支出を行った減価償却資産と同じくする種類及び耐用年数に基づいて償却を行います。

○ 具体的な計算は次のとおりです。

**【設 例】**

資本的支出を行った減価償却資産(本体)

取得年月 平成 20 年 1 月 取得価額 : 1,000 万円 耐用年数 : 6 年

耐用年数省令別表十の耐用年数 6 年の定率法の償却率 ⇒ 0.417

(事業専用割合は 100%とします。)

資本的支出

支出した年月 平成 20 年 7 月 取得価額 : 150 万円 耐用年数 : 6 年

耐用年数省令別表十の耐用年数 6 年の定率法の償却率 ⇒ 0.417

**【計算例(原則)】**

(平成 20 年分)

	(取得価額)	(償却率)	(償却費)	(未償却残高)
本 体	: 10,000,000 円	× 0.417	× 12/12 = 4,170,000 円	5,830,000 円
資本的支出	: 1,500,000 円	× 0.417	× 6/12 = 312,750 円	1,187,250 円

(平成 21 年分)

本 体	: 5,830,000 円	× 0.417	× 12/12 = 2,431,110 円	3,398,890 円
資本的支出	: 1,187,250 円	× 0.417	× 12/12 = 495,084 円	692,166 円

**【計算例(特例 1)】**

(平成 20 年分)

	(取得価額)	(償却率)	(償却費)	(未償却残高)
本 体	: 10,000,000 円	× 0.417	× 12/12 = 4,170,000 円	5,830,000 円
資本的支出	: 1,500,000 円	× 0.417	× 6/12 = 312,750 円	1,187,250 円

(平成 21 年分)

未償却残高の計	: 7,017,250 円	× 0.417	× 12/12 = 2,926,194 円	4,091,056 円
---------	---------------	---------	-----------------------	-------------

**【計算例(特例 2)】**

上記資本的支出(以下「資本的支出①」といいます。)に加え、平成 20 年 9 月 100 万円の資本的支出②をした場合

支出した年月 平成 20 年 9 月 取得価額: 100 万円 耐用年数: 6 年

耐用年数省令別表十の耐用年数 6 年の定率法の償却率 ⇒ 0.417

(平成 20 年分)

	(取得価額)	(償却率)	(償却費)	(未償却残高)
本 体	: 10,000,000 円	× 0.417	× 12/12 = 4,170,000 円	5,830,000 円
資本的支出①	: 1,500,000 円	× 0.417	× 6/12 = 312,750 円	1,187,250 円
資本的支出②	: 1,000,000 円	× 0.417	× 4/12 = 139,000 円	861,000 円

(平成 21 年分)

本 体	: 5,830,000 円	× 0.417	× 12/12 = 2,431,110 円	3,398,890 円
-----	---------------	---------	-----------------------	-------------

資本的支出の 未償却残高計	: 2,048,250 円	× 0.417	× 12/12 = 854,121 円	1,194,129 円
------------------	---------------	---------	---------------------	-------------

(注) 当該資本的支出を行った減価償却資産に合算する資本的支出の組み合わせ又は資本的支出間の合算の組み合わせは、選択的に行うことができますが、その後変更はできません。

<参考> 各設例を図式化すると次のとおりです。

【設例（原則）】

	資本的支出を行った減価償却資産本体	資本的支出
資本的支出を行った年分	一の減価償却資産として償却 償却費 4,170 未償却残高 5,830	一の減価償却資産として償却 償却費 313 未償却残高 1,187
翌年分以降	償却費 2,431 未償却残高 3,399 一の減価償却資産として引き続き償却	償却費 495 未償却残高 692 一の減価償却資産として引き続き償却

【設例（特例1）】

	資本的支出を行った減価償却資産本体	資本的支出
資本的支出を行った年分	一の減価償却資産として償却 償却費 4,170 ①未償却残高 5,830	一の減価償却資産として償却 償却費 313 ②未償却残高 1,187
翌年分以降	取得価額 7,017 (①5,830+②1,187) ①未償却残高 5,830 ②未償却残高 1,187 償却費 2,926 未償却残高 4,091 1月1日において①と②の未償却残高の合計額を取得価額として一の減価償却資産を新たに取得したものと 当該資本的支出を行った減価償却資産の種類及び耐用年数で償却	

【設例（特例2）】

	資本的支出を行った減価償却資産本体	資本的支出①	資本的支出②
資本的支出を行った年分	一の減価償却資産として償却 償却費 4,170 ①未償却残高 5,830	一の減価償却資産として償却 償却費 313 ②未償却残高 1,187	一の減価償却資産として償却 償却費 139 ③未償却残高 861
翌年分以降	償却費 2,431 未償却残高 3,399 一の減価償却資産として償却	取得価額 2,048 (②1,187+③861) ②未償却残高 1,187 ③未償却残高 861 償却費 854 未償却残高 1,194 1月1日において②と③の未償却残高の合計額を取得価額として一の減価償却資産を新たに取得したものと して償却	